

平成 24 年度「三重県行財政改革取組」の進捗状況について

自立した地域経営を実現し、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進につなげていくため、今年度から「三重県行財政改革取組」に掲げる 52 の具体的取組について、全庁を挙げて取り組んでいるところです。

本取組の進捗状況については半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしており、今年度の具体的取組にかかる年度実績を、資料 1 別表のとおり取りまとめました。

なお、1 月末時点で取りまとめているため、2 月以降の実績は見込みとなっています。

1 主な具体的取組の進捗状況

(1) 人づくりの改革

現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持った人材を育てるため、職員の意欲および能力の向上、高度な専門性と「協創」のスキルの向上、危機管理力の向上を取組項目として、9 の具体的取組を推進しました。

① 「三重県職員人づくり基本方針」の策定（別表 番号 1）

- ・「みえ県民力ビジョン」に掲げる「県民との『協創』」「現場重視」「職員力の向上」などの考え方などを踏まえて、求められる人材像や能力を明確にし、人材育成の手法や進め方を示す「三重県職員人づくり基本方針」を平成 24 年 12 月に策定しました。
- ・本方針の策定により、時代の変化に対応した新たな人づくりの基本方針と重点取組事項を示すことができました。
- ・平成 25 年度から、「仕事を通じた人材育成（OJT）」を最も重要な柱に位置づけ、人事、組織、職場環境、研修等の様々な分野において、関係部局等がそれぞれの役割を分担かつ連携しあうことで、組織全体で人材育成に取り組んでいきます。

② 意欲の向上に向けた組織風土づくり（別表 番号 5）

- ・管理職員に対し部下職員の意欲を高めるコミュニケーションのとり方などのノウハウを修得できる研修を開催するとともに、職員一人ひとりが、仕事の中で役立ち、認められていると実感しながら、意欲的に行動する組織風土づくりを進めるため、新たな職員提案制度の構築や、新たな賞制度「MIE 職員力 アワード」への応募促進に取り組みました。

- ・各職場において職員の意欲を高めるための管理職員の能力向上を図る研修の実施により、管理職員の意識向上や、職員の意欲を高めるための行動の実践につなげました。
- ・新たな職員提案制度を実施し、72件の応募のうち56の提案を次年度事業の検討へ活かすことができ、職員の意欲向上につなげました。
- ・新たな賞制度「M I E 職員力 アワード」への所属の応募割合は、57.0%となり、前年度の41.4%から15.6ポイント増加し、意欲的に行動する組織風土を醸成することができました。
- ・今後も、職員一人ひとりが、仕事の中で役立ち、認められていると実感しながら、意欲的に行動する組織風土づくりを、職員の意見も取り入れながら取り組んでいきます。

③ 現場における危機対応力を備えた人材育成（別表 番号9）

- ・危機発生時における現場で指揮を執る管理者層の判断力、対応力の向上を図るとともに、現場が個別の危機に対して迅速かつ的確に対応できるよう、実践的な訓練、研修を実施しました。
- ・危機管理リーダー研修において、平成23年度の台風12号による災害など事例による実践的な演習を実施することにより、危機発生時における現場管理者層の判断力、対応力の向上を図るとともに、実際に各所属等が想定する危機発生に備え整備している個別の危機管理マニュアルに基づく訓練等の実施により、実践に即した危機対応力の向上が図れました。
- ・今後も現場における危機対応力向上のため、より実践的な研修・訓練等を継続して実施していきます。

（2） 財政運営の改革

将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立に向け、徹底した事務事業の見直し、新たな財源確保対策、県債発行の抑制と予算編成プロセスの見直しなどを取組項目として、14の具体的取組を推進しました。

① 多様な財源確保策の導入（別表 番号16）

- ・ネーミングライツ導入施設や募集・選定方法等の基本的な考え方をまとめた「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」を策定しました。今後は、アンケート調査の結果や個々の施設の設置目的、施設利用者数、メディアへの露出状況等を勘案して導入施設、募集条件を決定し、可能なものから順次導入を進めていきます。

- ・ 公用車広告については、7社43台の広告掲載を決定し、実際に広告を掲載して走行（運行）を始めています（今年度の収入47万円）。今後は、広告を掲載した公用車の運行状況や広告掲載に対するニーズを見ながら、地域機関が所管する公用車への広告掲載の拡大について、引き続き検討していきます。
- ・ 県行造林へのオフセット・クレジットについて、平成24年11月にフォレストック認定を取得しました。これにより、県行造林が吸収する温室効果ガスの吸収量が企業等に販売されることになり、その収入を県行造林の森林整備等に活用していきます。
- ・ 職員駐車場有料化について、他の自治体の現地調査等を行い駐車料金設定の考え方や駐車場管理及び整備等について課題整理を行いました。
有料化にあたっては、本庁職員用駐車場の駐車スペース不足を解消することが必要であり、立体駐車場を整備した上で不要となる駐車場を売却することを前提に検討しましたが、直営方式、PFI方式のいずれも県の収支が長期間赤字運営となることから、本有料化で新たな財源を確保することは困難との結果となりました。

② 新たな税の検討（別表 番号17）

- ・ 森林づくりに関する税検討委員会の答申、県民の皆さんの意見、県議会でのこれまでの議論等を踏まえ、平成26年4月からの森林づくりのための新たな税の導入に向け、2月定例会で関係条例案を提出するに至りました。
- ・ 地区説明会やイベントでの周知等、様々な啓発活動に取り組んだ結果、森林づくりのための税の必要性等について、県民の皆さんに一定の理解は得られたと考えています。
- ・ 条例案においては、税の導入時期を平成26年4月としており、税による取組を推進するためには、県民の皆さんの理解や参画が重要であることから、引き続き、様々な機会を捉え、丁寧な説明に努めていきます。

③ 予算編成プロセスの見直し（別表 番号20）

- ・ 厳しい財政状況の中、限られた財源を的確に配分するため、知事と部局長との協議の場の設定や政策的経費について事業ごとの優先度付けを行うなど、より効果的・効率的な予算編成となるようプロセスを見直しました。
- ・ 県民ニーズや社会経済情勢、事業の評価結果等を総合的に勘案し、財源配分に反映させるため、施策や事業の評価について外部の意見を聴取するとともに、翌年度に注力する施策を重点化施策（仮称）として位置付け、予算要求上限額に一定の加算を行うこととしています。

④ 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用（別表 番号 21）

- ・未利用の県有財産の売却にあたり、新たにインターネットオークションを活用するなど積極的に取り組むとともに、適正な財産管理と個別財産の利活用計画の策定や公用車広告など県有財産の有効活用に取り組みました。
- ・インターネットオークション等も活用しながら未利用県有財産を積極的に売却した結果、売却額は約1億6百万円となりました。今後も売却等、未利用県有財産の有効活用を進めていきます。
- ・県民ホール広告については、随時募集により空枠2枠の追加掲出を行い、全ての広告枠（5枠）で広告を掲出しました。年度末の更新時に公募を行い、掲載枠を充足するよう努めます。

⑤ 民間活力を活用した施設整備・管理（別表 番号 22）

- ・施設整備および管理にかかるコストの平準化・縮減を図るため、施設の更新において、民間活力を活用した施設整備・管理手法を導入しました。
- ・老朽化した職員公舎の建替えにあたり、新たな運営手法としてPFI的手法を採用して設計から運営まで民間活力を活用した施設整備を実施し、供用を開始することにより、県直営での建設に比べ約1.9億円の削減効果に加え、満足度の高い施設の建設と職員の事務量を低減することができました。
- ・民間活力を活用した施設整備事業の実績と成果を検証し、庁内で情報共有を行うとともに、今後の施設整備にあたっては、PFI的手法導入の可能性を適宜検討していきます。

（3） 仕組みの改革

時代の変化に対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう、政策を推進するための仕組みの見直し、県組織の見直し、外郭団体等の見直し、広聴広報の充実などを取組項目として、29の具体的取組を推進しました。

① 政策を推進するための新たな仕組みの構築（別表 番号 24）

- ・県の政策を推進するにあたり、評価の結果を踏まえ、どのように変革・改善するのかを明確にするため、これまでのPDSサイクル（戦略策定・戦略展開・評価）をPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に見直し、新たに「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を構築しました。
- ・本サイクルの構築により、評価（Check）、改善（Act）を確実に計画（Plan）につなげるマネジメントサイクルの体制が整いました。

- ・今後も、時代の変化に対応し、また県民の皆さんに成果をとどけることができるよう、各部局と連携して効果的なマネジメントサイクルの運用となるよう引き続き取り組んでいきます。

② 条例の一斉点検・見直し（別表 番号 26）

- ・制定から相当の年数を経過した条例の中には、制定後の社会情勢の変化に対応できていないもの等があると考えられることから、対象条例 326 本について、必要性、適法性、有効性、効率性、公平性等の視点から点検・見直しを行い、結果を公表するとともに、条例改正・廃止を行う必要がある条例については、改正・廃止を行い、県条例の適時性を確保しました。
- ・県条例の適時性については不断の見直しが必要であり、今後も条例が適切なものであり続けるよう適宜必要な取組を行っていきます。

③ 危機管理の見直し（別表 番号 27）

- ・危機に関する情報の一元的な集約や、各部門が一体となって危機への対応が十分できるよう、危機管理に関して全庁を統括する職として危機管理統括監を設置しました。また、未然防止策の検討が迅速に行われるよう「危機管理リアルタイムメール」を活用するとともに、危機が発生した際の検証について、新たな検証シートを導入しました。
- ・危機管理情報の共有体制を整備したことにより、危機管理統括監に一元的に情報が集約されるようになりました。今後も必要な情報がより迅速に集約されるよう運用方法を引き続き検討するとともに、重大な危機発生時等における危機管理統括監の指揮・命令権を確保していきます。
- ・「危機管理リアルタイムメール」により他所の危機事例を全庁に情報共有することで、課長等が実施する危機管理意識向上研修においても、同危機事例が活用されました。今後も危機発生の未然防止の実効性を高めるため、事例に関係する部署の見解や本県の対応状況等の補足等を積極的に行っていきます。
- ・新たな検証シートの運用を開始したことで、所属において発生した危機への検証が行われ、危機の再発防止策や的確な危機対応への備えを講じることができました。今後も引き続き、危機管理意識向上研修の中で検証シートを活用した取組を進めていきます。

④ 地域機関の見直し（別表 番号 29）

- ・限られた行政経営資源のなかで、県民サービスの視点や地域の特性を踏まえ、県組織全体として、現場重視で「みえ県民力ビジョン」の施策を的確に推進していくことをめざして、次の考え方により、地域機関を見直しました。
 - ア. 現場重視で地域の課題を施策に反映できる組織体制
 - イ. 県民の安全・安心確保をめざした重点的な体制整備
 - ウ. 地域の特性に応じた機能整備
 - エ. 県民から見て分かりやすく専門性を発揮できる効率的・効果的な業務執行体制
- ・平成 24 年 4 月に実施した本庁部局再編と合わせて、「みえ県民力ビジョン」を着実に推進できる組織体制が整いました。今後は、新たな組織体制における業務運営の状況を確認しながら、適切な組織運営を図っていきます。

⑤ 団体のあり方改革（別表 番号 31）

- ・「三重県外郭団体改革方針」策定後、およそ 10 年が経過するなかで、社会経済情勢の変化も踏まえ、あらためて団体の目的や事業内容について精査を行い、「三重県外郭団体等改革方針」として個別団体の見直し内容を確定し、公表しました。
- ・個別団体の見直し方針に基づき、各団体について必要な改革を実施します。また、団体経営評価などを活用し、今後、新たに生じた課題などについても、適切な助言・指導を実施することで、団体運営が簡素で効率的なものとなるよう、団体所管部局と連携して、引き続き取組を進めていきます。

⑥ 団体への県関与の見直し（別表 番号 32）

- ・各団体の目的や事業内容も考慮のうえ、県の団体への関与のあり方についての基本的な方針や個別団体への県関与のあり方についての見直し内容を「三重県外郭団体等改革方針」として確定・公表しました。
- ・個別団体への県関与のあり方について、見直し内容に基づき、必要な見直しを実施するとともに、団体への県の関与については、自主自立を基本としつつ、基本的な方針や「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」などに基づき、必要な指導・助言等を実施していきます。

⑦ 効率的な情報システム導入手法の採用（別表 番号 38）

- ・機器調達費用や保守費用の削減、調達事務の軽減、セキュリティ対策の向上等に資する共通機能基盤（中小システム統合サーバ、リモート保守、職員アカウント集中管理システム）の利用促進を図りました。

- ・ 共通機能基盤の利用について、今年度新たに5システムを收容しました。今後も引き続きシステム担当者研修会や全庁的な調査などを通じて、共通機能基盤の利用促進に取り組み、情報システムの効率化を進めます。

⑧ 県政のわかりやすい情報発信（別表 番号 45）

- ・ 県の施策や事業をよりタイムリーに、より分かりやすく提供するため、各部局が所管する映像コンテンツの整理を行うとともに、政策会議や当初予算における知事と部局長との協議の場等を動画配信するなどインターネット放送局を拡充しました。
- ・ これまで公開されていなかった政策会議や知事査定などの会議の様様をリアルタイムに、映像で分かりやすく見ることができるようになり、政策形成過程の公開など県政の透明性も向上しました。
- ・ 今後も、古くなった情報の整理や新しい情報をいち早く提供するなど、県政のわかりやすい情報発信を進めていきます。

⑨ 事業者データの適切な管理（別表 番号 50）

- ・ 契約の相手方としてふさわしい事業者を選定するため、物件関係の契約について、「電子調達システム登録事業者」と新たに制度の運用を開始した「共通債権者（物件契約）登録事業者」を対象に発注することとし、これらの事業者データを適切に把握・管理しました。
- ・ 随意契約の相手方についても、新たに共通債権者（物件契約）の登録制度を導入・運用することによって契約の相手方となる対象を把握し、警察本部への暴力団排除にかかる照会をすることが可能になりました。
- ・ 1月末現在での登録事業者総数は8,355者で、今後も登録の制度を継続し、適切な事業者データの把握・管理に努めていきます。

⑩ 地域の安全・安心に向けた建設業の育成・支援（別表 番号 52）

- ・ 道路啓開マップの作成、建設業者も参加した合同防災訓練の実施などの災害等緊急対応への取組強化、複数年契約や複数工種の包括契約など地域維持型契約方式の導入による維持管理体制の充実、企業の経営力強化に対する支援など「三重県建設産業活性化プラン」に基づく取組を進め、地域の安全・安心の確保を推進しました。
- ・ 引き続き「三重県建設産業活性化プラン」に基づく取組について進捗を図り、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成をめざします。

2 達成割合と今後の進行管理

「みえ県民カビジョン・行動計画」における「行政運営の取組」の県民指標である「行財政改革取組の達成割合」について、52 の具体的取組のうち、42%（22 取組）を今年度の目標値としていますが、計画どおり 22 取組が達成（別表の「取組達成度」が「達成」のもの）する見込みとなっています。

今後の進行管理については、達成度が「継続」の 30 取組においては、引き続き「ロードマップ（工程表）」に基づき、適切な進行管理を行うとともに、年次計画を策定し着実な推進を図ります。また、「達成」見込みの 22 取組においては、次年度以降も定期的の実績等を確認しながら、取組に係る成果の維持・向上に努めます。